

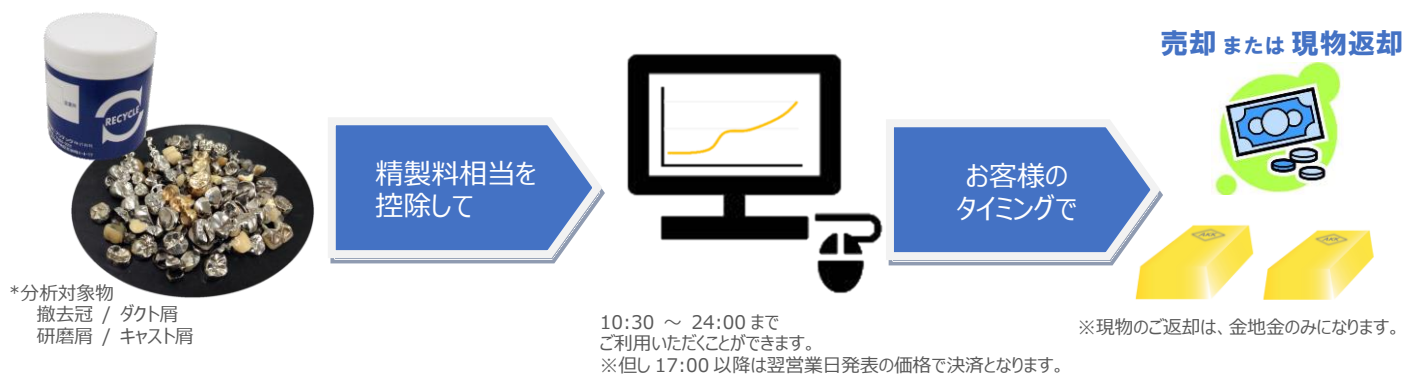
アサヒメタルアカウントシステム

貴金属の分析・管理から売却までアサヒメタルアカウントシステムなら
安心・安全に運用していただけます。

アサヒメタルアカウントシステムとは、お客様の所有する貴金属をweb上で管理し、お客様の好きなタイミングで売却できるシステムです。

ご利用イメージ

決済はパソコンから、わかりやすい操作でセキュリティも万全。安心してご利用いただくことができます。



メリット

万全の
セキュリティ

好きな
タイミングで
売却

売却時の
手数料
0円

システム
管理料
0円

ご来店
不要

お申込はとても簡単です！

裏面の約款、および概要書面をご確認いただき当社指定の利用申込書に必要事項を記載いただき、本人確認書類と共に
お申込下さい。

申込受付後、「仮登録完了通知書」を送付させていただきますので、下記アドレスにアクセスいただき本パスワードへの変更、メール
アドレスの登録をお願いいたします。（メールアドレスは、決済情報等のご連絡に必要ですので間違いの無いようご登録をお願いいたします。）

※ お申込後の、貴金属分析のお預かりにつきましてはすべてメタルアカウントへの預入になりますのでご了承下さい。

※ 決済につきましては、最低売却条件の設定がございます。

最低売却条件	振込	Au、Pd、Ag、Pt 0.1g 単位でご売却ができます。
	現物返却	金地金のみ 50g 以上、50g 単位のご返却ができます。



QRコードはこちら

URL <https://ams2.asahipretec.com/>

※お申込にあたっては裏面の約款、および概要書面をご確認いただきますようお願いいたします。

アサヒプリテック株式会社

アサヒメタルアカウントシステム約款

AMS
ASAHI METAL ACCOUNT SYSTEM

第1条(目的)

- 「アサヒブリック株式会社(以下「弊社」という)のアサヒメタルアカウントシステム(以下「AMS」という)は、お客様が貴金属スクラップのリサイクルを弊社に委託されたそれにより精製された金、パラジウム、銀、白金のうち分析料・精製料相当の貴金属量を控除したものを、消費費託によりお預かりすると共に、お客様のご指示によって、次のことを行うことをいいます。
- (1) お預かりした貴金属のお引き渡し(金庫金に限る)、および売却のサービス
- 本約款は、お客様が締結される本契約の内容の一部をなし、お客様がAMSを利用して弊社と取引される場合の手続内容を定めたものです。

第2条(本契約の契約内容)

- 本契約を締結されたお客様(以下「お客様」という)は、貴金属スクラップのリサイクルを弊社に委託されそれにより精製された金、パラジウム、銀、白金のうち分析料・精製料相当の貴金属量を控除したものをお預かりするサービスを受けられます。なお、本契約の更新方法は、第7条に定める自動更新となります。
- お客様より預入された貴金属地金のお預り方法の性質は、民法第666条に定める消費寄託であり、お客様は貴金属地金を契約期間終了まで弊社に対し寄託し、契約期間終了後に弊社がお客様に対しそれと同等、同量の貴金属地金を買取るものです。
- お客様は、契約期間内でもお客様のご指示により、消費費託している貴金属地金について本約款の手続きに従ってお引き渡しもしくはご売却お申し込みをすることができます。
- 弊社がお客様よりお預かりした貴金属地金の管理は、アサヒメタルファイン株式会社(以下「アサヒメタルファイン」)が行うものとします。

第3条(定義)

- 本約款における用語の定義は、次の通りといたします。
- 「本契約」とは、AMSをご利用するためにお客様が弊社と締結する契約をいいます。
 - 「営業日」とは、土日祝祭日および弊社指定の休業日を除く弊社の営業日をいいます。
 - 「貴金属」とは、金、パラジウム、銀、白金の4元素をいいます。
 - 「金庫金」とは、純度 99.99%以上の純金を意味します。なお、お客様の引のお引き渡しは、原出しでアサヒメタルファインにて製錬されたASAHIブランドの刻印のあるプレート、インゴットの形態となります。
 - 「契約期間終了」とは、第7条に定める自動更新による本契約の更新が行われずに、第6条に定める契約期間を終了することを意味します。
 - 「貴金属スクラップ」とは、歯科診療に伴い発生する搬去冠等の歯科用金属屑で、天然歯・義歯等に、貴金属及び非鉄金属が含有したものをいいます。
 - 「リサイクル」とは、お客様が保有する貴金属含有物を弊社にて貴金属含有量の分析、および精製を行うことを意味します。
 - 「分析料」とは、お客様が保有する貴金属スクラップを弊社にてリサイクルする際に発生する分析基本料、分析手数料を意味します。
 - 「精製料」とは、弊社にてリサイクルした貴金属を精製する際に発生する費用を意味します。
 - 「正味評価貴金属」とは、貴金属スクラップのリサイクルを弊社に委託されたそれにより精製された貴金属のうち分析料・精製料相当の貴金属量を控除した後の貴金属をいいます。
 - 「AMS残高」とは、AMSにてお預かりしている貴金属のことをいいます。
 - 「お引き渡し」とは、お客様からのご指示により、第14条に定める方法により、AMS残高のち金庫金を返還することをいいます。

第4条(本契約のお申込みおよび締結)

- 本契約の締結をご希望されるお客様は、弊社所定の申込書に必要事項を記入し、ご署名・捺印の上、弊社にご送付もしくは弊社社員に直接手渡しいただきます。お客様からの申込書受領後、弊社からお客様に仮登録通知書を発行いたします。仮登録通知書を受領いただきましたら、弊社AMSインにて本登録を行ってください。なお、お申込みにあたっては、第10条に沿って、お客様のご本人確認をさせていただきます。
- 本契約は、弊社が本条第1項に定める仮登録通知書をお客様に発行した日をもって、締結されたものといたします。

第5条(クーリングオフ)

- お客様は、弊社から第4条第1項に定める仮登録通知書を受領した日より起算し14日以内(以下「クーリングオフ期間」という)においては、書面によりいつでも本契約を解除することができます。本条による本契約の解除は、その書面を発送したときにその効力を生じます。なお、本契約の解除により弊社がお客様に対し損害賠償を請求し、あるいはその他の費用の請求を行うことはありません。
- お客様が本条第1項に基づき本契約を解除された、かつ、弊社がお客様から書面による契約解除の通知を受取った時点において、お客様にAMS残高がある場合には、弊社は、当該AMS残高をお客様からの書面による本契約の通知が弊社に到着した日の翌営業日発着の弊社買取価格に基づき、7営業日以内(平日上り16時迄)に必ず弊社にお客様の届ける金融機関口座へお振込みいたします。

第6条(契約期間)

本契約の契約期間は第4条第2項に定める本契約の締結日より、1年間といたします。

第7条(自動更新)

お客様より第6条第1項に定める契約期間満了の1ヶ月前までに継続中止のお申し出がAMSによってなされない場合は、本契約は自動的に更新(以下「自動更新」)されるものといたします。

第8条(AMS会員および賠償費用)

- 第4条第2項に定める本契約の締結日をもって、お客様は、AMS会員として弊社に登録されます。
- 口座管理手数料、及び預託料は無償といたします。
- お客様の会員登録は、契約期間終了、本契約の中途解約もしくは解除によって会員資格を喪失いたします。
- お客様が本約款の規定のいずれかに違反された場合、弊社は、お客様の会員資格を喪失させることができるものといたします。

第9条(預入の休止)

お客様は、本契約締結期間中においては、預入の休止を行うことができません。本契約期間中に預入を中止する際は第18条に定める中途解約を行っていただくこととなります。

第10条(本人確認)

お客様が本条のお申込みをいただく場合は、お客様(法人を除く)から、申込書と共に、お客様の公的証明書に提示の時点で有効な運転免許証、マイナンバーカード(顔写真付、表面のみ)、官公庁発行・発給の有効な写真が貼られている書類、ご提示の時点で過去3ヶ月以内に発行された住民票の写し、戸籍の謄本・抄本等のコピーをご送付またはご提出いただくことにより、ご本人確認をさせていただきます。なお、お客様(法人を除く)が公的証明書のコピーを送付される際は、ご住所が記載されている箇所が表示されている必要があります。

第11条(お客様情報の管理)

本契約を締結するにあたっては、契約締結のお申込と同時に、ご契約者名、お取引に使用する屋号、ご住所、電話番号、ご登録金融機関口座等をお知らせいただきます。また、本契約の締結は、AMS会員のAMS残高についての情報を弊社が管理いたします。これらの情報を取り扱うにあたっては、次の点に配慮し、実行いたします。

- (情報の利用)お知らせいただいた情報は、次の目的以外に利用することはありません

- (1) AMS会員であるかどうかの確認
- (2) 郵便物等の送付や弊社が保管する金庫金のお引き渡し
- (3) 郵便等による送付物は次が弊社へ入ります
- (4) 弊社からのお客様に対するお知らせ
- (5) AMSに関する仮登録通知書、その他加入にあたっての関連書類等取引の確認に関する書類、お客様の登録内容に係わる書類(変更依頼書等)
- (6) 弊社にて受取扱う商品の受領、新商品、新規事業等のお知らせのご案内
- (7) 約款等契約条件変更に関するお知らせ
- (8) その他他品等、お客様に事前にご了解いただいたもの
- (9) 決済代金のお振込み
- (10) 弊社が提供する各種サービスのご利用に際しての判断
- (11) 弊社やその関連会社、提携企業からの商品、サービス等の情報の提供

- (情報の開示)前項第3号の利用目的のために用いる場合、AMS会員に事前に了承を得た場合、法令により開示が必要と判断される場合、AMS会員または公共の利益のために必要であると考えられる場合を除いて、AMS会員の情報を外部に提供することはありません。
- (情報の管理方法) AMS会員の情報については、厳重に管理し、外部からの不正アクセスを防ぎ、データの流出が起こらないように万全を尽くします。

第12条(消費寄託)

- 弊社とは、お客様が本契約に基づいて取得した正味評価貴金属を、取得と同時に、お預かりいたします。
- 本条第1項に定めるお預かりは、消費費託の方法によるものといたします。お客様は、正味評価貴金属と同等、同量の貴金属の返還請求権を弊社に対し取得することとなります。なお、弊社は、AMS残高の全部または一部を弊社が適切と判断する方法で運用させていただきます。
- お客様がAMS残高を弊社から返還を受けずに際しては、本契約の定めるところにない、金庫金現物のお引き渡しを受けるか、ご売却されるか、いずれかの方法を選択することができます。

第13条(リサイクルによる預入)

- お客様は、貴金属スクラップのリサイクルを弊社に委託され、それにより精製された金、パラジウム、銀、白金のうち分析料・精製料相当の貴金属量を白金、銀、パラジウム、金庫金に控除した残りの貴金属を、AMSへ預入していただきます。
- 貴金属スクラップのリサイクルに係る費用については、次のとおりとなります。
- (1) 分析料AMS会員は4円を上限に無償といたします。
- (2) 精製料
- (3) 分析料
- (4) 3月31日末まで、5回目以降、8,000円/回
- (5) 貴金属スクラップ
- (6) 分析料
- (7) 貴金属スクラップ
- (8) 分析料
- (9) 貴金属スクラップ
- (10) 分析料
- (11) 貴金属スクラップ
- (12) 分析料
- (13) 貴金属スクラップ
- (14) 分析料
- (15) 貴金属スクラップ
- (16) 分析料
- (17) 貴金属スクラップ
- (18) 分析料
- (19) 貴金属スクラップ
- (20) 分析料
- (21) 貴金属スクラップ
- (22) 分析料
- (23) 貴金属スクラップ
- (24) 分析料
- (25) 貴金属スクラップ
- (26) 分析料
- (27) 貴金属スクラップ
- (28) 分析料
- (29) 貴金属スクラップ
- (30) 分析料
- (31) 貴金属スクラップ
- (32) 分析料
- (33) 貴金属スクラップ
- (34) 分析料
- (35) 貴金属スクラップ
- (36) 分析料
- (37) 貴金属スクラップ
- (38) 分析料
- (39) 貴金属スクラップ
- (40) 分析料
- (41) 貴金属スクラップ
- (42) 分析料
- (43) 貴金属スクラップ
- (44) 分析料
- (45) 貴金属スクラップ
- (46) 分析料
- (47) 貴金属スクラップ
- (48) 分析料
- (49) 貴金属スクラップ
- (50) 分析料
- (51) 貴金属スクラップ
- (52) 分析料
- (53) 貴金属スクラップ
- (54) 分析料
- (55) 貴金属スクラップ
- (56) 分析料
- (57) 貴金属スクラップ
- (58) 分析料
- (59) 貴金属スクラップ
- (60) 分析料
- (61) 貴金属スクラップ
- (62) 分析料
- (63) 貴金属スクラップ
- (64) 分析料
- (65) 貴金属スクラップ
- (66) 分析料
- (67) 貴金属スクラップ
- (68) 分析料
- (69) 貴金属スクラップ
- (70) 分析料
- (71) 貴金属スクラップ
- (72) 分析料
- (73) 貴金属スクラップ
- (74) 分析料
- (75) 貴金属スクラップ
- (76) 分析料
- (77) 貴金属スクラップ
- (78) 分析料
- (79) 貴金属スクラップ
- (80) 分析料
- (81) 貴金属スクラップ
- (82) 分析料
- (83) 貴金属スクラップ
- (84) 分析料
- (85) 貴金属スクラップ
- (86) 分析料
- (87) 貴金属スクラップ
- (88) 分析料
- (89) 貴金属スクラップ
- (90) 分析料
- (91) 貴金属スクラップ
- (92) 分析料
- (93) 貴金属スクラップ
- (94) 分析料
- (95) 貴金属スクラップ
- (96) 分析料
- (97) 貴金属スクラップ
- (98) 分析料
- (99) 貴金属スクラップ
- (100) 分析料

第14条(AMS残高のお引き渡し)

- お客様は、AMS残高のうち金についての金庫金にしてお引き渡しを受けることができます。この場合のお引き渡しの方法は、弊社がお申込みを受けた日(以下「受付日」という)の前日までに預入された貴金属の残高の中から依頼分について、金庫金については都度ご提示する期限(目安として10営業日以内(お申込み受付日は含めず))に、お客様のお届けご住所に送付いたします。なお、金庫金のお引き渡しにつきましては最小単位を50gとし、50g単位でのお引渡しとなります。ただし、預入された金の全量を返済する場合に限り、20g以上預入金額があればその全量をお引き渡しいたします。
- また、送料(保険料を含む)等は弊社の負担となります。
- 弊社がお引き渡し可能な金庫金には、1kg、500gのインゴット、およびプレートの3種類があります。弊社がお客様にお引き渡しする金庫金には、この3種類のうちから、大きい順のインゴットの組み合わせとなり、500g未満の金庫金の引出しの場合には、プレートでのお引渡しとなります。お客様にお引き渡しする金庫金は、アサヒメタルファインにて製錬されたASAHIブランドの刻印のあるインゴット、プレートを原則といたしますが、何らかの事由によりASAHIブランドのお引き渡しが無くなった場合には、ASAHIブランド同等の市場価値を有する、ロンドン貴金属市場協会(LBMA)あるいは大取取引所に登録されたブランド品の金庫金をお引き渡しをすることもあります。
- 金庫金のお引き渡し後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他の危険については、弊社は一切の責任を負いません。
- 本条第1項により金庫金を送付したにもかかわらず、お客様のお引き取りがない場合は、当該金庫金は郵便局または運送業者から弊社へ返送されます。この場合、弊社では当該金庫金を保管し、お客様のお申し出が有る次第、再度当該金庫金を送付いたします。

第15条(AMS残高の売却)

- お客様は、営業日の別定めの時間内であればいつでも、現在保有しているAMS残高の全部または一部をご売却することができます。ご売却の価格は、弊社が受け付けた時点(Web上の「ご注文予約」ボタンをクリックした時点)の弊社発表買取価格となります。ご売却にあたっては、ご売却のお申込み後に弊社にて処理を行った後、ご売却代金を確定させていただきます。
- ご売却代金につきましては、ご注文確定日から、5営業日以内に(ご注文確定日は含めず)お客様のお届け金融機関口座にお振込みいたします。

第16条(お引渡し、ご売却条件)

- お客様は、AMS残高をご売却する際の条件は次のとおりといたします。
- ご売却締め切り時間は、当日17:00までに受け付けたご売却につきましては当日弊社発表買取価格となります。17:00以降に受け付けたご売却につきましては、翌営業日の弊社発表買取価格となります。
- 買取価格の設定につきましては、次のとおりとなります。
- (1) 金 田中貴金属工業株式会社当日9:30発表の消費税別買取価格の95%
- (2) パラジウム 前日発表の市況価格の安値の90%
- (3) 銀 前日の山元建値の95%
- (4) 白金 田中貴金属工業株式会社当日9:30発表の消費税別の買取価格の95%
- お引き渡し、ご売却に当たってはご指定いただいた数量に達するまでAMS残高の古いものからお引き渡し、ご売却されるものといたします。

第17条(契約期間終了)

- お客様は、以下の場合は契約期間終了いたします。
- 金庫金の最終お預入れ日より2年を経過し、新たなお預かりがない場合は、最終お預入れ日より2年を経過した日を契約期間終了日として、本契約は終了いたします。
- 前項に該当した場合、弊社は契約期間終了日に正味評価貴金属の全量を、契約期間終了日の契約終了受付時点での第16条第1項に定める弊社発表買取価格にて買い取させていただきます。
- 本条第2項のご売却代金につきましては、契約期間終了日から7営業日以内に(契約終了日は含めず)お客様のお届け金融機関口座にお振込みいたします。

第18条(中途解約)

- 契約期間内であっても、お客様より本契約の中途解約のお申し出をAMSにより弊社にされた場合は、本契約はAMSによる中途解約の受付をおこなった日に終了いたします。この場合、弊社はお客様のAMS残高の全量を、解約時点での第16条第1項に定める弊社発表買取価格にて買い取らせていただきます。このうち、金については金庫金による返却が選択できます。
- 本条第2項のご売却代金につきましては、解約日から7営業日以内に(お申込み受付日は含めず)お客様の届ける金融機関口座にお振込みいたします。金庫金については都度ご提示する期限(目安として10営業日以内(お申込み受付日は含めず))に、お客様のお届けご住所に送付いたします。

第19条(契約解除)

- お客様が以下の各号のいずれかに該当した場合、弊社はお客様と本契約を解除し、併せて会員としての登録を抹消することができるといたします。
- (1) お申込時に虚偽の申告をしたとき
- (2) 本契約のいずれかに違反したとき
- (3) AMS会員である医師、病院等が閉院した場合
- (4) AMS会員である医師、病院等の代表者が死亡した場合、但し事業承継により医師、病院等が継続する場合を除く
- (5) その他、所在不明で一定期間連絡が取れない場合

- 弊社が本条第1項により契約解除する場合、弊社はお客様に対してその旨を通知します。ただし、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合には、通常到着すべき日時をもって上記通知が完了したものとみなします。
- 本条第一項により契約解除する場合、弊社は、速やかにAMS残高の全量を、本条第二項の通知と並び第16条第1項に定める弊社発表買取価格にて買い取らせていただきます。ご売却代金のお振込みにつきましては第15条第2項に準じます。

第20条(供給)

- 弊社は、第14条に従って、お客様に金庫金を送付したにもかかわらず、お客様のお引き取りがなく相当期間を経過した場合は、お客様に通知することなく当該金庫金相当の金庫金を東京法務局に供託することとできるものといたします。また、これにより、弊社のお客様に対する一切の責任は終了するものといたします。この場合、保険料、送料等、当該正味評価貴金属のお引き渡し業務に生じた費用は、弊社の負担となります。
- 弊社は、お引き渡しは費用上、東京法務局への供託が困難と判断した場合には、金庫金には消費費託の方法によるお預かりいたします。
- 第15条、第17条第3項、第18条第3項に従って、お客様がご売却したAMS残高の代金について弊社がお客様にお支払いの手続きをしたにもかかわらず、お客様のお受け取りがなく相当期間を経過した場合も、本条第1項および第2項の規定を準用できるものといたします。
- 本条第1項、第2項、第3項の行使にあたっては、弊社は利息を付さないものといたします。

第21条(黙示禁止)

お客様は、弊社の書面による承諾なくして、AMS残高の返還請求権その他本契約に基づいかなる権利も第三者に譲渡し、または第三者のための担保に供することはできません。万一、上記に違反したために生じた紛争等については、弊社は一切責任を負いません。

第22条(届け出事項の変更)

- お客様が弊社に届けられた屋号、ご契約者名、送付先、金融機関口座等について変更があった場合は、ただちに弊社所定の申込書にて手続きを行ってください。なお、お名前・ご住所等変更にあたっては、第10条に準じ、ご本人様確認のためお客様の公的証明書を提示いただく場合があります。
- 本条第1項の届け出がないために弊社からの通知もしくは送付書類その他のものが延着したり、または到着しなかった場合は、通常到着すべき日時にお客様に到着したものとみなします。
- 本条第1項の届け出がなれないことによりお客様に生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。

第23条(不可抗力等)

天災地変、戦争、内乱、暴動、法律の制定改廃、公権力による命令・処分・指導、輸送機関の事故、市場の急激な変動、市場で正常に取引ができない状態、その他弊社の責に帰することのできない事由によりお客様が受けた損害について、弊社は一切責任を負いません。なお、これらの事由の発生により、お客様との間の本契約に基づく取引を継続がないと事由が発生した場合、弊社は本契約に基づく全部又は一部の業務を停止し、または本契約を解除することができるものと、以下の通り処理させていただきます。

- 弊社は、本条に基づき本契約に基づく全部又は一部の業務を停止し、または本契約を解除した場合お客様に対してその旨を通知します。ただし、弊社が通常の連絡方法を利用しても通知できないときは、通常到着すべき日時をもって上記の通知が到着したものとみなします。
- 弊社は、本条に基づき、本契約に基づく全部又は一部の業務を停止した場合、事前にお客様に通知することなく、当該業務を再開できるものといたします。
- 本条に基づき、本契約を解除した場合、AMS残高については第18条(中途解約)に準じて処理させていただきます。
- 第5条、第14条第1項、第15条第1項、第17条第2項、第18条第2項、第19条第3項、および本条第1項に定めるご売却、もしくはお引渡しのお申し出が短期間に集中した場合、市場で正常に売買できない場合等には、お引渡しの受け、ご売却代金のお振込み、もしくはお引渡しの処理が遅延もしくは停止することがあります。

第24条(合意管轄)

本契約に関して、お客様と弊社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を当該訴訟の専属的合意管轄裁判所といたします。

第25条(本契約の変更等)

- 本契約は、事前にお客様に通知することなく変更させていただく場合がございます。変更の内容は、ホームページ上でお知らせすると共に、重要な事項の変更に関してはお客様に書面等にて通知させていただきます。
- 本契約の内容の変更によりお客様に生じた損害については、弊社はその責任を一切負いません。

附則

- 本規定は2012年5月1日より適用されるものといたします。
- 第17条第1項に「金庫金の最終お預入れ日」に関して、実際に貴金属を最後にお預入れいただいた日が2024年4月1日以前のお客様につきまは、一律に「2024年4月1日」を起算日とし、2024年4月1日以後にお預入れいただいた場合は、当該お預入れいただいた日「金庫金の最終お預入れ日」を起算日といたします。

本規定は2024年4月1日より適用されるものといたします。

お申込、お問い合わせは最寄の各営業所まで…

◆ 営業所一覧

札幌営業所	011-398-5960	名古屋営業所	0568-76-5981
青森営業所	017-736-5062	北陸営業所	076-423-1222
仙台営業所	022-767-6777	神戸営業所	078-412-3556
新潟営業所	0256-45-5561	岡山営業所	086-948-4170
北関東営業所	0297-20-9031	広島営業所	082-811-8690
関東営業所	048-222-9038	四国営業所	0898-64-0148
横浜営業所	045-500-1145	福岡営業所	092-943-2223
甲府営業所	055-274-3701	鹿児島営業所	099-278-7870
静岡営業所	054-626-0202	沖縄営業所	098-852-3741